

売買取引の条件について

株式会社大水 神戸支社では、卸売市場法や神戸市中央卸売市場業務条例等（以下「業務条例」という。）に基づき、以下のとおり、売買取引の条件を定めています。

1 営業日及び営業時間

(1) 営業日

「臨時休開場日カレンダー」のとおりです。

(2) 営業時間

午前3時から午後3時まで（卸売開始時間～卸売終了時間）

【取引等に関するお問い合わせ先】

078-672-7200

受付時間：午前8時30分から午後4時30分まで（日曜・祝日・臨時休場日、年末年始を除く。）

2 取扱品目

業務条例第6条第1項に従い、以下の物品を取り扱っています。
生鮮水産物及びその加工品・冷凍食品並びに神戸市長の定める食料品

3 生鮮食料品等の引渡しの方法

当社が指定する場所での引取り
各取引先様が指定する場所への配送

4 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

各取引先様との協議の上決定

5 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

(1) 支払期日

各取引先様と協議の上、決定した期日

(2) 支払方法

現金、小切手、手形、送金その他各取引先様と協議の上、
決定した方法

6 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭の種類ごとの交付額

各取引先様との協議の上決定

7 その他の条件

別紙（別添）受託契約約款に記載
